## 社会保障審議会 介護保険部会(第64回) 平成28年9月23日

鷲見委員提出資料

平成 28 年 9 月 23 日

社会保障審議会介護保険部会部会長 遠藤 久夫 殿

## 介護保険制度改正への意見書

社会保障審議会介護保険部会 委員 鷲見 よしみ (一般社団法人日本介護支援専門員協会 会長)

介護保険制度の見直しは、基本理念に沿った形に具現化する必要があります。そのためには、国の政策から、各分野で関わる担当者・専門職および高齢者一人ひとりの具体的な介護まで、介護保険制度の本質を見失わないよう、取り組む姿勢が必要です。ケアマネジメントはアセスメントに基づくものであり、その評価は、思考過程の書式利用、帳票が整えられていることやサービスの種類、数の結果のみで判断されるものではなく、一定の評価指標を設ける必要があると考えます。対人援助専門職である介護支援専門員としての専門性の評価のあり方について、職能自らが探求していくべきと認識しています。また、本会では、介護支援専門員の質に関する養成・育成カリキュラムを踏まえたうえで、地域を主導する介護支援専門員を養成していきます。利用者の代弁者であり、地域を熟知している私たちの責務は、これからも医療との連携をさらに強化、また、多様な課題を支援できるよう責任をもって取り組み、これまでの実践の蓄積をもとに、地域包括ケアシステムの構築を担っていくことであると考えています。

介護支援専門員は、現行制度になくてはならない存在となっています。適切な支援 を実現するために、公正・中立なケアマネジメントを行うことのできる環境が整えら れることを切に願っています。

以上のことから、次の意見を申し上げます。

- 1.介護支援専門員は、利用者の自立支援に向けて、公正・中立なケアマネジメントを地域の中で実現することが重要である。地域住民に対する制度理解や啓発、サービス事業者の育成、困難事例、多分野にわたる支援など、介護支援専門員がより良いケアマネジメントを実践できるよう、市町村や地域包括支援センターが、介護支援専門員とともに積極的に取り組んでいただきたい。
- 2. 特定事業所集中減算については、公正・中立を確保する取り組みとして有効とはいえない。多職種連携のもとに、介護支援専門員が作成したケアプランは、尊重されるべきである。
- 3. 利用者の多様な課題に対して、適切なケアマネジメントが提供されるためには、全ての介護支援専門員が、ケアマネジメントのプロセスにおける取り組むべき内容について、等しく必要な視点を共有することが必要である。そのため、ケアマネジメントの標準化に向けた取り組みを進めるべきである。
- 4. 居宅介護支援事業所は、自らケアマネジメントの質の確保、向上に努めることが 重要である。しかしながら、こうした取り組みを十分に行うことができない小規模 な事業所のあり方として、特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所との 連携を基本とし、一定のルールに基づいた事業所間のネットワーク構築に向けた環 境整備を進めるべきである。
- 5.介護支援専門員は、病院や施設からの入院・入所、退院・退所時において、在宅での療養がイメージできるよう早期より関わり、適切な情報交換が必要である。このためには、病院、施設、かかりつけ医と連携して移行時の支援がスムーズに行われるよう、利用者の課題について、訪問や情報交換をしやすくする体制を強化していただきたい。
- 6. 市町村において居宅介護支援事業者の指導を行う場合は、適切なケアマネジメントが行われるようにする観点から、指導の方針や視点を明らかにすること、また、市町村にケアマネジメントを理解している介護支援専門員等を配置すべきである。さらに、都道府県は市町村を支援し、市町村間の指導における格差が生じないようにすべきである。

- 7. 地域包括支援センターの三職種が、本来の業務である総合相談・支援業務、権利 擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント 業務をしっかりと行うことができるために、負担感を軽減する策として、指定介護 予防支援事業者(地域包括支援センターの二枚看板)のケアマネジメント(介護予 防ケアプラン作成)は三職種の業務からはずし、指定介護予防支援事業者の介護支 援専門員のみが行うことができるよう、配置基準の変更をお願いしたい。
- 8. ケアマネジメントの書式については、利用者と共有する時間が可能な限り確保できるよう、書類作成に費やす時間の効率化を精査していただきたい。そのために、ケアマネジメントプロセスにおける記録の種類や様式を検討し、作成および保管等については、ICT 化による業務効率化を図るようお願いしたい。
- 9. あらゆる利用者が公平にケアマネジメントを活用し、自立した日常生活の実現に 資する支援が受けられるよう、居宅介護支援費は、介護保険制度の理念のもと、全 額を保険給付で賄う現行制度を堅持すべきである。

以上